

令和6年度地域と未来をつなぐゼミ事業委託業務 業務委託仕様書（案）

1 件名

令和6年度地域と未来をつなぐゼミ事業委託業務

2 目的

子どもたちに地域企業・地域産業の魅力を伝え、地域産業での就労を意識づけ、未来の県内産業を担う人材育成を図るとともに、本事業を通じて地域の大人が自分の仕事の魅力・意義を再認識することで、今後のキャリア形成につなげる。

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月7日まで

4 委託内容

県内中学校及び特別支援学校における、キャリア教育講座「地域と未来をつなぐゼミ」の企画及び実施。

(1) 学校の募集

- ・ 本講座の開催を希望する県内に所在する中学校及び特別支援学校を募集する。
- ・ 実施校の募集に際し、年度当初の学校への事業周知及び県ホームページへの公開については、産業人材育成課で行うこととするが、実施講座希望数が4(2)の想定数に満たない場合は、産業人材育成課と協力の上、受託者が改めて個別依頼すること等により、追加で募集を行う。

(2) 学校の選定、講座内容の検討

- ・ 実施する学校（以下、「実施校」という）は、指定の期日までに希望のあったもののうち、以下の講座を実施することが可能な学校から選定する。

【想定する講座内容】

中学校	企業経営者等が、地域の未来を見据え、自分の仕事・企業の魅力、仕事の楽しさを紹介
特別支援学校	アビリンピック競技種目等の体験を通じ、働くことを意識付け

- ・ 県内中学校14校（70講座を想定）及び特別支援学校5校（5講座を想定）を目標に、講座を実施する。
- ・ 希望多数の場合は、受託者が昨年度の本事業の開催実績や、開催要望時期等を勘案の上、調整し、実施校を決定する。

- ・ 実施校の決定に当たっては、できる限り県内 10 圏域に偏りなく実施できるよう調整する。
- ・ 実施校の希望する日程及び講座内容（職種等）に応じ講師を手配し、学校担当者及び講師と必要な調整を行う。
- ・ 生徒を具体的なキャリア形成に導けるような講座内容とするため、受託者は、開会式等における講師の仕事・キャリア等の紹介や、学校での事前学習・事後学習が行われるよう努める。
- ・ 地域の企業を巻き込みながら産業界と教育現場が直接つながる関係づくりの土台を作るため、講師及び業界団体等が、学校等と直接つながれるような講座の運営を心掛ける。

(3) 講師の調整

- ・ 講師は、以下の者のうち、実施校の所在する地域に居住（又は勤務）する者を優先して選定する。ただし、学校の希望や地域の実情に応じ、以下の項目に該当しない者を講師とする場合は、産業人材育成課に協議する（地域要件のみを満たさない場合は、協議不要）。

【想定する講師】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○企業経営者 ○若年起業者 ○ものづくり熟練技能者（信州ものづくりマイスター、伝統工芸士等） ○若年技術者（信州ものづくりヤングマイスター等） ○長野県 SDGs 推進企業登録制度登録企業の者 ○デジタル関連企業等成長期待分野企業の者 ○アビリンピック指導者 |
|---|

- ・ 講師への連絡、講師の選定は、基本的に、受託者が行うものとするが、必要に応じ、産業人材育成課が情報提供を行い、また産業人材育成課と協議を行うものとする。

(4) 講座の実施、運営

- ・ 1 講座あたり 3 時間以内とし、受講生は 20 名から 40 名程度を目安とする。ただし、特別支援学校においては、1 講座あたり 20 名以内を原則とする。
- ・ 講師への謝金は以下のとおりとする（1 時間当たり）。

企業経営者 ものづくり熟練技能者（信州ものづくりマイスター、伝統工芸士、 信州の名工）	6,450 円
企業経営者以外の者 若年起業者・技術者（信州ものづくりヤングマイスター）	3,150 円
講座補助者（ものづくり体験など、講座の開催に当たり必要な場 合には、各講座1名のみ支給可能）	2,650 円

- ・ 講師への旅費は、実費とする。
- ・ 実演及び体験等に伴う材料や教材については、講師と調整の上、受託者が用意することとし、費用が発生する場合、契約金額の範囲内で受託者が支払いを行う。ただし、教員及び父母等が参加する場合、その費用は参加者本人または学校が負担することとする。
- ・ 講座の実施に際しては、受託者が必ず立ち会うこととし、講師紹介及び本事業の趣旨を生徒に説明するとともに、学校と連携し、円滑な講座の運営に努める。
- ・ 実施校の施設での開催を基本とする。ただし、職種の性質により、学校内での開催が難しいと認められる場合には、講師所属企業等での実施も可能とする。ただし、その場合の生徒の移動に係る経費は、学校が負担する。
- ・ 講師（補助者を含む）の謝金・旅費、当日の材料・教材費、事務局の人件費・旅費、学校等との連絡経費、その他本講座の開催に必要な経費は、契約金額に含むものとし、受託者が支払いを行う。
- ・ 実施校における新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に留意し、実地での開催が難しい場合はオンラインの活用も検討するなど、工夫して開催すること。

(5) 受講後アンケートの実施

- ・ 講座の実施後は、受講した生徒及び担当教員に対し、受講後アンケートを実施する。
- ・ アンケート項目については、産業人材育成課と協議の上決定し、アンケート結果を業務終了時に提出する。

(6) 当月の活動状況及び翌月の活動計画の提出等

- ・ 当月の活動及び翌月の活動計画を毎月末までに産業人材育成課へ報告すること。
- ・ 県ホームページにおいて講座の開催状況の掲載を予定しており、ホームページに掲載可能な実施状況がわかる画像データを、四半期に一度、活動状況報告とともに1講座あたり3枚以上、提出すること。
- ・ また、本業務は令和7年2月28日までに完了するものとする。

(7) 持続可能な事業展開に向けた取組

- ・ 本事業は、地域のキャリア教育の体制を構築するため、将来的に地域単位で自走化させていくことを目指しており、受託者は、自走化に向けた具体的な今後の取り組みや方法等について、産業人材育成課と定期的に意見交換を行う。
- ・ 講座の実施を通じて、経済団体等との連携を図りながら、教育現場のニーズと産業界をつなぎ、本事業を地域に根付かせ、自走化させていくために協力が得られそうな人材（教育現場、産業界等）、団体及び企業の候補の発掘に努める。
- ・ 令和7年度以降の持続可能な事業実施に向け、具体的な実施内容や運営方法について、具体的な提案を行うこと。

(8) 事業の周知・発信について

- ・ 県においてもホームページ等において発信を行っていくが、受託者においても本事業の取り組み内容を、学校関係者だけでなく企業や一般にも広く知らせ、自走化に向けた発信を行い、産業界等との協力体制が進むよう努めること。

5 委託業務完了後の提出書類

本事業の終了後、令和7年3月7日までに以下の書類を産業人材育成課へ提出すること。

(1) 委託業務完了報告書（A4判・任意様式）

(2) その他資料

- ・ 上記の他、受託者が本業務を実施するに当たり作成した資料又は完成した書類等のうち、産業人材育成課が必要と認めたもの。（電子データファイルを含む。）
- ・ 電子データファイルは、マイクロソフト社の Word、Excel、PowerPoint のいずれかで作成されたものとする。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、産業人材育成課との協議により業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、受託業務終了後も同様とする。

(3) 著作権等に関する配慮

提供されるデジタル・コンテンツ等は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

(4) 本事業に関する新規作成物

本事業に関する新規作成物については、産業人材育成課に帰属することとする。ただし、受託者保有の既存著作物については権利を留保するものとし、この場合、産業人材育成課は使用許諾を与えられたこととする。

7 その他

(1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額する場合がある。

(2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、産業人材育成課との連絡調整を行うこと。また、受託業務の実施にあたっての打合せは、長野県庁において、または遠隔会議システムを利用して行う。

(3) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、その都度産業人材育成課と受託者が協議して決定するものとする。